

落札後の手続と注意事項

入札終了後に武蔵村山市が落札者などへメールにて、落札した公売物件の売却区分番号、整理番号、武蔵村山市の所在及び連絡先などをお知らせします。メール確認後できるだけ早く、武蔵村山市連絡先へ電話にて連絡をし、権利移転手続について説明を受けてください。ただし、本注意事項と公売公告の間に差異がある場合は、公売公告が優先して適用されます。

1 必要な費用

動産	落札価額－公売保証金額
自動車	落札価額－公売保証金額 自動車検査登録印紙相当額
不動産	落札価額－公売保証金額 登録免許税相当額

※注意

必要な費用は、一括で納付してください。また、買受代金納付期限までに、武蔵村山市が納付を確認できる必要があります。

ただし、不動産の所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

上記以外に必要な書類の郵送料、物件の配送料、振込手数料、その他所有権移転などに伴う費用は落札者の負担となります。

また、ここでいう「自動車」とは、道路運送車両法の規定により登録を受けた自動車を言います。

2 必要な書類

動産	<ul style="list-style-type: none">・武蔵村山市から落札者などへ送信したメールをプリントアウトしたもの・住所証明書・落札者が法人の場合：商業登記簿抄本など・落札者が個人の場合：運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所及び氏名が明記され御本人の写真が添付されている本人確認書類<ul style="list-style-type: none">・運転免許証などが無い場合住民票などの住所及び氏名を証する書面及びパスポートなどの写真付き本人確認書類・保管依頼書（公売物件の保管を希望する場合）・送付依頼書（公売物件の送付を希望する場合）
----	--

自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵村山市から落札者などへ送信したメールをプリントアウトしたもの。 ・住所証明書 ・落札者が法人の場合：商業登記簿抄本など ・落札者が個人の場合：運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所及び氏名が明記され御本人の写真が添付されている本人確認書類 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証などがない場合 住民票などの住所及び氏名を証する書面及びパスポートなどの写真付き本人確認書類 ・所有権移転登録請求書 ・印鑑証明書（発行から3か月以内のもの） ・自動車保管場所証明書（車庫証明） ・移転登録等申請書（第1号様式（OCRシート））など ・自動車検査登録印紙を貼付した手数料納付書 ・郵便切手1,500円程度（ただし、落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が関東運輸局東京運輸支局及び多摩自動車検査登録事務所以外の場合のみ。）
不動産	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵村山市から落札者などへ送信したメールをプリントアウトしたもの。 ・住所証明書 ・落札者が法人の場合：商業登記簿抄本など ・落札者が個人の場合：運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所及び氏名が明記され御本人の写真が添付されている本人確認書類 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証などがない場合 住民票などの住所及び氏名を証する書面及びパスポートなどの写真付き本人確認書類 ・所有権移転登記請求書 ・共有合意書（共同入札の場合のみ。） ・権利移転の許可書又は届出受理書（農地の場合） ・郵便切手1,500円程度

※注意

上記書類は、買受代金納付期限までに武蔵村山市へ提出してください。

3 公売財産の引渡し等

動産	<ul style="list-style-type: none"> ・直接引渡し <p>武蔵村山市の案内にしたがい、公売物件を引き取ってください。</p> <p>引渡場所が武蔵村山市の事務所以外である場合は、武蔵村山市が「売却決定通</p>
----	--

	<p>知書」を交付しますので、引渡場所で保管人に提示し、公売物件を引き取ってください。引渡場所は、物件詳細ページで確認してください。なお、引渡場所に武蔵村山市職員は同行しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公売物件の送付 <p>武蔵村山市が買受代金の納付及び必要書類の到着を確認した後に、公売物件を発送いたします。なお、送付費用は落札者の負担となります。また、公売物件が美術品などで特別な送付方法を希望する場合は、あらかじめ武蔵村山市に相談してください。</p>
自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・権利移転手続 <p>武蔵村山市は、買受代金納付期限までに代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続（登録）を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接引渡し <p>武蔵村山市の案内にしたがい、公売物件を引き取ってください。売却決定後（入札終了日の7日後）、武蔵村山市が代金納付確認をした後に引取りが可能となります。買受代金納付期限の翌日以降に引取る場合は、別途保管料を負担していただくことがあります。詳細は落札後にいただく電話などで説明します。</p>
不動産	<ul style="list-style-type: none"> ・権利移転手続 <p>武蔵村山市は、買受代金納付期限までに代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続（不動産登記の嘱託）を行います。開札日から所有権移転の登記手続完了までは、1か月半程度の期間を要します。なお、武蔵村山市は落札者への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、実際の引き渡しは行いません。</p>

※注意

自動車を落札した方の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が、前所有者（現在の登録を受けている所有者）と異なる場合、落札者自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所に当該自動車を持込む必要があります。

また、武蔵村山市が買受代金の納付を確認するまでに、2日程度かかることがあります。

落札者（落札者が法人の場合は代表者）以外の方が手続等を行う場合

落札者本人（落札者が法人の場合はその代表者）が買受代金の持参納付、公売物件の引取り又は権利移転手続を行えない場合、代理人が買受代金の持参納付、公売物件の引取り又は権利移転手続を行えます。その場合、委任状、買受人本人の住所証明書（買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など）、代理人の身分証明書及び代理人の印

鑑が必要となります。

※注意

落札者が法人で、法人の従業員の方が支払い又は引取りを行う場合もその従業員が代理人となり、委任状などが必要となります。

4 権利移転の時期

買受代金を納付した時点で、その物件の所有権などの権利は落札者に移転します。

※ただし、買受代金を納付しても、公売物件が農地の場合は農業委員会などの許可を受けるまで、その他法令の規定による登録を要する場合は関係機関の登録が完了するまで権利移転の効力は生じません。

5 重要事項

落札後の権利移転手続における重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担	買受代金を納付した時点で、危険負担は落札者に移転します。したがって、その後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、落札者が負うこととなります。
瑕疵（かし）担保責任	武蔵村山市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
引渡し条件	公売物件は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引渡します。
執行機関の引渡し義務	・「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受ける場合 武蔵村山市は「売却決定通知書」を落札者に交付する方法により公売物件の引き渡しを行います。落札者は「売却決定通知書」を保管人に提示して公売物件の引渡しを受けてください。 当該保管人が現実の引渡しを拒否しても武蔵村山市は現実の引渡しを行う義務を負いません。 ・公売物件が不動産の場合 武蔵村山市は落札者への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡しの義務を負いません。 物件内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡しなどは、すべて落札者自身で行っていただきます。また、隣地との境界確定は、落札者と隣地所有者との間で行っていただきます。
返品、交換	落札された物件はいかなる理由があっても返品、交換できません。
保管費用	買受代金納付期限日に公売物件を引き取らない場合、保管費用がかかります。

<p>落札者（最高価申込者） 決定後、公売保証金が返 還される場合</p>	<p>買受代金が納付されるまでに公売物件にかかる差押徴収金の完納の 事実が証明された場合、物件を買い受けることができません。この場合、 納付された公売保証金は全額返還されます。</p> <p>買受代金の納付前に、滞納者などから不服申立てなどがあった場合、 公売の手続は停止します。手続の停止中は、落札者は買受を辞退できま す。辞退した場合、納付された公売保証金は全額返還されます。</p> <p>※公売保証金の返還には、4週間程度かかることがあります。</p>
---	--

※注意

入札方法が入札形式による公売で、公売物件が不動産などの場合、売却決定を受け
た次順位買受申込者も落札者に含みます。

落札後の注意事項に関するお問い合わせ先

東京都武蔵村山市市民部収納課

メール koubai@city.musashimurayama.lg.jp

電話 042-565-1111 内線195

受付時間 平日午前9時～午後5時